

茨城県立海洋高等学校の部活動に係る活動方針

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

(1) 適切な休養日等の設定

- ①休養日は1週間のうち、平日・休日各1日とする。
- ②活動時間の上限は週12時間（平日2時間、土日4時間）までとする。
- ③①、②に移動時間、準備、後片付けは活動時間に含まない。
- ④公式試合等では、開会式、閉会式、試合、ミーティング、審判員など、全員が拘束されている時間は活動時間になるが、試合待機時間、昼食などの時間は活動時間に入れなくてもよい。
- ⑤朝練習は原則禁止。場所が確保できない場合等で朝練習を認める場合、放課後の練習時間から差し引く。
- ⑥校内での自主練習は原則行わない。
- ⑦長期休業期間中には、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 学校単位で参加する大会等の見直し

公式大会等以外の地方大会等の参加については、地域や部活動に実態に応じ、活動時間の上限を遵守し適切に休養日を確保することを考慮した上で設定する。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 望ましい運営体制の整備

部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、企画・運営は可能な限り生徒の主体的なものとなるよう部顧問とともに適切な運営体制を構築する。

(2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①部顧問は、必要に応じて専門的知見を習得するための研修等に参加するよう努める。
- ②熱中症警戒アラートなどの警報が出た場合は、屋外およびエアコン等が設置されていない屋内での活動は原則として行わない。
- ③校長および部顧問は、部活動における生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・暴力・いじめ・暴言・ハラスメントの根絶を徹底する。

(3) 方針・計画・実績の公表と検証

部顧問は、年間活動計画表及び毎月の活動計画、毎月の活動実績を作成し、校長に提出する。校長はこれをホームページに掲載し公表する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

生徒の実態を踏まえて、ニーズに対応できるよう、誰もが無理なく参加できる活動としての工夫や配慮について見直していく。

(2) 地域移行の推進

地域クラブなどの準備状況に合わせて、段階的に地域移行を進めていく。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

(1) 複数顧問制の推進等

部活動顧問の負担が過度にならないように、複数顧問制や部活動指導員の活用を取り入れる。

(2) 大会運営や役員業務の見直し等

高体連・高文連・競技団体・主催団体の大会運営体制に従い適切に対応する。